

(株)キムラ商品券等に関する還付手続についてのQ&A

目 次

Q1 東北財務局からの封筒が届きましたが、どうしたらよいですか。

Q2 どのような手続きが必要なのですか（個人の債権者）。

Q3 どのような手続きが必要なのですか（会社法人の債権者）。

Q4 供託金払渡請求書の用紙はどこでもらえますか。

Q5 還付金を現金で受け取ることはできますか。

Q6 請求後、どのくらいで振り込まれるのですか。

Q7 証明書に書かれている者が、死亡した場合はどうすればよいですか。

Q8 送付された証明書の住所が現住所と違っていますが、どうすればよいですか。

Q9 本人名義の口座がないので家族名義の口座に振り込んでもらえますか。

Q10 ゆうちょ銀行の口座でも振り込みできますか。

Q11 振込先の金融機関に指定はありますか。

Q12 還付請求はいつまで行うことができますか。

Q13 私は法務局に行けないので代わりに家族から請求できますか。

Q14 商品券を持っていましたが、期間内に債権の申出をしなかった場合は、どうなりますか。

Q15 配当金額の決定方法について知りたいのですが。

Q16 配当証明書を紛失してしまいました。どうすればよいですか。

(株)キムラ商品券等還付手続に関するQ&A

Q1 東北財務局からの封筒が届きましたが、どうしたらよいですか。

株式会社キムラ商品券の還付申出をした人に対する配当が、令和7年11月28日に行われたことから、配当金（還付金）の請求に必要な書類等が東北財務局長から送付されたものです。

同封の払渡請求書類に記載し、山形地方法務局米沢支局宛てに送付してください。

Q2 どのような手続きが必要なのですか（個人の債権者）。

山形地方法務局米沢支局宛てに①供託金払渡請求書、②東北財務局長発行の「証明書」を送付してください。加えて、東北財務局長発行の証明書に記載されている還付金額が10万円以上の場合、供託金払渡請求書に実印を押印していただき、発行後3か月以内の印鑑証明書も提出していただく必要があります。

支局の窓口においてになりますと、かなり混み合ってお待ちいただくこととなりますので、郵送により請求書を提出されますようお願いします。

郵送用の封筒は、東北財務局から送付される書類に同封されていますので、110円の切手を貼ってご使用ください。

Q3 どのような手続きが必要なのですか（会社法人の債権者）。

山形地方法務局米沢支局宛てに①供託金払渡請求書、②東北財務局長発行の「証明書」、③会社法人の代表者の印鑑証明書を提出してください。

また、供託金払渡請求書に押印する印鑑は法務局に届出されている代表者印になります。

支局の窓口においてになりますと、かなり混み合ってお待ちいただくことなり

	<p>ますので、郵送により請求書を提出されますようお願いします。</p> <p>郵送用の封筒は、東北財務局から送付される書類に同封されていますので、110円切手を貼ってご使用ください。</p>
Q4 供託金払渡請求書の用紙はどこでもらえますか。	<p>東北財務局から送付される書類に同封されていますので、その用紙をご利用ください。</p> <p>用紙を紛失された場合は、山形地方法務局のホームページにも様式がありますので、ダウンロードの上、ご利用願います。</p>
Q5 還付金を現金で受け取ることはできますか。	<p>現金でのお渡しはできません。銀行等の口座への振込（預貯金振込）になります。</p> <p>郵送請求で、口座（預貯金）振込の請求をしていただくと、来庁の必要もないでの、簡単です。是非ご利用ください。</p>
Q6 請求後、どれくらいで振り込まれるのですか。	<p>1か月程度を予定していますが、到着順に受付しますので、混雑しますと場合によってはもう少しお時間をいただくかもしれません。送金手続き後に、お手紙でお知らせいたしますので、ご了承ください。</p>
Q7 証明書に書かれている者が、死亡した場合はどうすればよいですか。	<p>死亡した方の相続人から請求することになります。その場合、相続を証する書面として亡くなった方の戸籍謄本等の添付が必要となります。添付する書類は、事案により異なりますので、法務局においていただくようお願いします。</p>
Q8 送付された証明書の住所が現住所と違っていますが、どうすればよいですか。	<p>①証明書の住所を申出後に変更した場合 証明書の住所から現在の住所に移転した記載のある住民票または戸籍の附票を</p>

添付してください。

②債権申出時の誤り

債権申出の際の誤りの場合は、東北財務局にお問い合わせください。

→東北財務局理財部金融監督第三課

022-721-7079

Q9 本人名義の口座がないので家族名義の口座に振り込んでもらえますか。

ご家族を代理人として選任していただき、その旨の記載のある委任状を添付することで、ご家族の口座に振り込むことができます。その場合は、委任状に請求者の実印を押印していただき、発行後3か月以内の印鑑証明書の添付が必要になります。また、払渡請求書も代理人が住所氏名を記載し、押印（認印で可）していただくことになります。

Q10 ゆうちょ銀行の口座でも振り込みできますか。

ゆうちょ銀行の口座にも、振り込むことができます。その場合、口座番号として払渡請求書に記載していただく番号は、通帳の裏表紙に記載している「記号・番号」になります。ゆうちょ銀行から他行宛て送金可能な口座番号(H21.1 導入全銀システム対応)ではないのでご注意願います。

Q11 どの方法が一番便利ですか。

銀行等の口座振り込みが一番便利です。払渡請求書を郵送して、預貯金振込でお受け取りになりますと、一度も法務局等へ足を運ばなくてもよいので、お客様にお手数をおかけすることが少なくて便利です。

振込先として、銀行・信用組合・農協・信用金庫の口座を指定してください。なお、口座番号・支店名・口座名義人（カタカナ）を誤って記載すると振り込みできない場合 がありますので、よく確認して記

	載してください。
Q12 還付請求はいつまで行う ことができますか。	配当の日（令和7年11月28日）から 5年間は還付請求できます。
Q13 私は法務局に行けないので代わりに家族から請求で きますか。	基本的に、還付金の請求は証明書に書か れている本人からしかできませんが、ご家 族の方を代理人として、委任状を添付した 上で請求することは可能です。 ご本人から郵送請求していただくこと で、委任状の添付は要しませんし、ご来庁 の必要はありませんので、郵送による請求 をご検討ください。
Q14 商品券を持っていました が、期間内に債権の申出を しなかった場合は、どうな りますか。	現在行っている配当では、名簿に入っ いませんのでお支払いすることはできま せん。詳しくは東北財務局にお問合せくだ さい。 →東北財務局理財部金融監督第三課 022-721-7079
Q15 配当金額の決定方法につ いて知りたいのですが。	配当率の決定方法については、東北財務 局にお問合せください。 <Q14の連絡先と同じ>
Q16 配当証明書を紛失してし まいました。どうすればよ いですか。	Q15に同じ